

国地契第11号
国官技第55号
国営計第33号
平成22年5月31日

各地方整備局 総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房
地方課長

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

前工事と後工事の関係にある工事の後工事に係る随意契約について

前工事と後工事の関係にある工事の後工事を随意契約により調達しようとする場合については、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用対象工事については「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項の規定に基づく協議について」（平成8年2月27日付け建設省会発第92号。以下「包括協議」という。）、その他の工事については「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について（随意契約ガイドライン）」（昭和59年7月11日付け建設省厚発第308号。以下「随意契約ガイドライン」という。）に基づいて判断することとしているが、今後新たに前工事の契約を締結する工事で随意契約により後工事を前工事の施工者から調達しようとする場合は、後工事に係る随意契約の適正化を図る観点から、包括協議又は随意契約ガイドラインによるほか、下記によることとされたい。

記

1. 前工事と後工事の工期

前工事と後工事の工期を合算した工期は、財政法（昭和22年3月31日法律第34号）第15条第3項において国庫債務負担行為の支出年限が5年度以内とされている。

ることを踏まえ、原則として5年を超えるものであること。なお、前工事と後工事のそれぞれの工期は、工事ごとの特性等を踏まえて設定すること。

2. 総合評価委員会の活用

随意契約により後工事を前工事の施工者から調達しようとする場合には、前工事に係る入札公告を行う前に、当該後工事を随意契約とすることの妥当性について、総合評価委員会の審議を経ることとし、その際の議事録を作成の上、契約図書に準じて適切に保存すること。

附 則

1. この通知は、平成22年6月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
2. この通知が適用される以前に既に随意契約により後工事を前工事の施工者から調達することを予定して前工事を契約している工事について、この通知の適用日以後、随意契約により後工事を前工事の施工者から調達しようとする場合には、当該後工事の契約手続に入る前に、当該後工事を随意契約とすることの妥当性について、総合評価委員会の審議を経ることとし、その際の議事録を作成の上、契約図書に準じて適切に保存すること。